

香川労働局発表
令和2年10月1日

報道関係者 各位

担 当	香川労働局労働基準部
	監督課長 石川 修一郎
	監察監督官 小林 知己
	電話 087-811-8918
	夜間 087-811-8926
https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/	

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムをはじめ過重労働解消キャンペーンを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等^(注)をなくすため、過重労働解消キャンペーンの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

この期間中、香川労働局（局長 ^{ほんま} 本間 ^{ゆきてる} 之輝）では周知・啓発等の以下の取組を行うほか、県下5つの労働基準監督署では、過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導を実施します。

（注）「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

「過重労働解消キャンペーン」の概要

- 1 ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発を実施します
国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。
- 2 経営者団体、労働組合等に対して要請します
県下の主要な経営者団体、労働組合等に対し傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等に向けた取組が実施されるよう、文書要請をします。
- 3 香川労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します
（同行取材可）
香川労働局長が長時間労働の削減等に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて紹介します（詳細が決まりましたら、別途プレスリリースします。）。
- 4 重点監督を実施します
長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などに重点的な監督指導を行います。

5 電話相談を実施します(取材可)

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します(四国ブロックは香川労働局で実施)。

○受付日時 : 11月1日(日)9:00~17:00

○フリーダイヤル: 0120-794(なくしましょう)-713(長い残業)

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル]0120-811(はい!)-610(労働)

[相談受付時間]月~金 17:00~22:00、土日・祝日 9:00~21:00

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL]https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

6 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(厚生労働省委託事業)を実施します(無料でどなたでも参加できます)。

[専用ホームページ] <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>

7 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します(取材可)

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、47都道府県48会場(東京は2会場)でシンポジウムを開催します(厚生労働省委託事業。無料でどなたでも参加できます)。

香川会場では、過労死ゼロを目指し、有識者や過労死をされた方のご遺族にご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策等についてご講演いただきます。

○実施日時 : 11月27日(金)14:00から16:00

○開催場所 : かがわ国際会議場(高松シンボルタワー タワー棟6階)

○内容 : 弁護士による基調講演、遺族からの声

[参加申込方法] 事前に下記ホームページからお申込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか？

働くことは大切。

でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、

ひいては過労死にも繋がる危険があります。

いま多くの会社が、新しい時代の

新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年
11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

無料

過重労働等に関する
相談はこちら

なくしましょう 強い健康
0120-794-713

「**過重労働解消相談ダイヤル(労働局)**」実施日時 **11月1日(日) 9:00～17:00**

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、

「過労死等防止対策推進シンポジウム」

を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、
詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



【事業主の皆さまへ】11月は

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間

です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



新しい時代の 新しい働き方を 応援したい

健康的に働ける職場づくりを本気で実現したいと考える経営担当者や労務担当者をサポートするために、オンラインで「過重労働解消のためのセミナー」を開催。関連法から対策のための指針、先行企業の事例など、「使える知識やノウハウ」をご提供します。

以下に当てはまる経営担当者
または労務担当者におすすめ!

- 自社の働き方改革を推進したい
- 過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを知りたい

無料
セミナー
開催



解決のヒントがここに!

過重労働解消のためのセミナー

開催日時 令和2年9月～11月 ※詳しい日時は、ホームページをご覧ください。

対象者 事業主や人事労務担当者など

内容 「働き方改革関連法」をはじめとした過重労働防止に関する法令や、各種対策を立てるためのガイドラインについて。また、ストレスチェック制度や職場のパワーハラスメント対策について解説します。さらに、すでに長時間労働の是正に取り組む企業の事例等もご紹介いたします。

実施方法 オンライン開催 ※詳細はホームページをご覧ください。

申込方法 ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



セミナーへのお申込みについて

セミナーへの参加は、ホームページからお申込みすることができます。また、セミナーについての詳しい情報や開催日時につきましては、ホームページからご確認ください。

ホームページからのお申込み

1

専用のホームページへ
アクセス

2

トップページから
申し込みボタンを選択

3

お申し込みフォームに従って、
必要事項を記入

4

入力が完了し「申込を確定する」を押すと、
お申込み完了メールが届きます。

※お申込み完了メールは、場合により遅れる場合がございます。1日経ってもメールが届かない場合は、再度ご入力いただくか、syugyo_kankyo@rb.kimura-unity.co.jpまでお問合せください。

5

後日、オンラインセミナー受講のためのURL、
ログイン用情報を記載した通知メールが届きます。
メールに記載されている情報によりログインし、
オンラインセミナーを受講してください。



個人情報の取り扱いについて

ご連絡先 ☎0120-033-767 ✉ syugyo_kankyo@rb.kimura-unity.co.jp

- ご記入いただいた個人情報は、「令和2年度 就業環境整備・改善支援事業」に利用させていただきます。
- 個人情報に関するお問合せは、厚生労働省委託事業 就業環境整備・改善支援事業事務センターまでご連絡ください。電話または、Emailでご対応いたします。

過労死をゼロにし、 健康で充実して働き続ける ことのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

講演 「働き方・過労死をめぐる最新動向
—コロナ、リモートワーク、ダブルワーク、パワハラ、雇用類似の働き方—」
岩城 穰 氏 (弁護士、過労死等防止対策推進全国センター事務局長)

講演 「パワハラ・過労死を
生みださない働き方とは」
寺西 笑子 氏 (全国過労死を考える家族の会 代表)

日時 2020年11月27日(金)
14:00~16:00 (受付13:30~)

会場 かがわ国際会議場
(香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟6F)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。詳細、中止の連絡等は、ホームページにてお知らせいたします。

**参加
無料**
事前申込

過労死等防止対策推進シンポジウム [検索](#)

主催：厚生労働省

後援：香川県、高松市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

